

排出水の水質に関する改正のお知らせ

(2025年4月1日施行)

排出水の水質に関する項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更する改正が、**2025年4月1日施行**となります。

【概要】

2022年4月1日施行で、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準のうち「大腸菌群数」が、よりの確にふん便性汚染を捉えることができる「大腸菌数」に見直されました。

こうした状況を踏まえ、2023年12月26日には、『水質汚濁防止法施行令』、『建築基準法施行令』、『下水道法施行令』において排出水の水質項目として定める「大腸菌群数」を「大腸菌数」に見直す改正がなされ、『排水基準を定める省令』も2024年1月25日に改正されました。これらが**2025年4月1日より施行**となります。

- 変更の対象
 - ① 水質汚濁防止法特定施設に関し、CODその他の水質汚染の状態を示す項目として水質汚濁防止法施行令第3条第1項第11に規定されている「大腸菌群数」
 - ② 建築基準法施行令第32条第1項第2号で定める浄化槽の汚物処理性能に関する技術的基準のうち放流水中の「大腸菌群数」
 - ③ 下水道法施行令第6条第1項で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準のうち「大腸菌群数」

■ 変更前後の基準

変更前	変更後
大腸菌群数	大腸菌数
3,000 個/cm ³	800 CFU/mL

- 分析料金 大腸菌群数と大腸菌数は料金が異なります。お問合せ下さい。

[参考]

環境省ホームページ

- ・「水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について
https://www.env.go.jp/press/press_02611.html
- ・水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
https://www.env.go.jp/press/press_02672.html

国土交通省ホームページ

- ・下水道法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました

JEC ニュース No.56 号



一般
財団法人

上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地
TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882